

金融所得一体課税と課題

金融庁金融税制研究会
(平成22年6月11日)
中央大学法科大学院教授
森信茂樹

グローバル化する経済の中での税制の課題政府税制調査会
に対するIMFスタッフによるプレゼンテーション(2007年5月1
7日東京)

所得税の4つの主要なモデルとして4つある。

- (1) 包括的所得税 (Comprehensive income tax)
- (2) 支出税 (Expenditure tax)
- (3) 二元的所得税 (Dual income tax)
- (4) フラットタックス (Flat tax)

(1) 包括的所得税の問題点

- 広く知られた技術的な問題—例えば、未実現の (accrued) キャピタルゲインに対する課税
- しかし、より根本的な問題は、資本所得に対して(例えば日本の50%のような)労働所得の最高税率で課税すること

続き

(3) の二元的所得税の評価

労働所得に対する累進税率と資本所得に対する相対的に低い単一の税率の組み合わせ

- 部分的には、資本所得に対する課税の困難の増大
- 二元的所得税が資本所得に対する累進的な課税よりも公平(及び税収)を達成する可能性があるとの認識に動機付けられる

- その上で、「現在の日本の税制は、二元的所得税の特徴を多く有している」としている。
- なお、OECDでは、先進諸国の税制の多くは二元的所得税・セミ二元的所得税。日本はセミ・二元的所得税と分類。

二元的所得税

—S.Cnossen, "Dual Income Tax" (1997)に基づく概念図—

すべての所得を2種に区分

税率

勤労所得

資本所得

比例税率適用

累進税率適用

= 勤労所得の最低税率

= 法人税率

(分離)

利子、配当、株・土地等の
キャピタルゲイン、家賃、事
業収益(投資収益的部分)
等

賃金、給与、フリンジベネフィット
社会保障給付、事業収益(賃金
報酬的部分)等

(政府税制調査会資料を加工)

OECD, "Tax and the Economy: A Comparative Assessment of OECD Countries" (2001)

(抜粋)

二元的所得税は、一方で公平への配慮と歳入の必要性、また他方で効率性と中立性のバランスをすることを意図している。資本所得はより上位の所得ブラケットに集中する傾向があるため、二元的所得税は、水平的公平と垂直的公平の双方の目的と相容れないかもしれない。しかし、利払い(例: モーゲージローン利息)は、包括的所得税においては、通常、最高限界税率に対して控除されるが、二元的所得税においては、(低い)資本所得税率に対して控除される。結果として、実質的には、二元的所得税は、包括的所得税と同様に公平であるかもしれない。また、資本は国際的により流動的で、その供給はより弾力的であり、実質収益はインフレにより敏感であることから、労働と異なり資本により低い税率を適用することは効率性にも資する。さらに、比例税率は、特に課税が重い場合には、包括的所得税につきものの現在と将来の消費の選択に関する歪みを減少させ、また、異なる源泉の資本所得間の課税の中立性を高める。二元的所得税の効率性の主な欠点は、(自営業と小規模法人事業の場合に最もその傾向があるが)勤労所得を資本所得に転換するインセンティブを生み出すことである。北欧諸国は、二元的所得税のもとで比較的うまくやっているようである。・二元的所得税は、税制の全体的な歪みを減少させながら、純粹な包括的所得税と消費支出課税との間の現実的な中間的方策として機能してきた。

包括的所得税批判の背景

- 経済の多様化・複雑化・グローバル化さまざまな控除により課税ベースが小さくなったこと、部分的公平を追求するあまり税制が複雑になったこと、足の速い所得への課税といった包括的所得税の問題点が浮き彫りになってきた
- 二重課税の問題、直接金融と間接金融の中立性の問題が、貯蓄・資本不足経済のもとでクローズアップされてきたこと(インピュテーションの脱落等)
- 代わりの税制として、消費課税の分野において、選択肢が出てきたこと
フラットタックス、Xタックス、二元的所得税(金融・資本所得を分離して軽課)、小売売上税、VAT、IRA

国際的潮流としての二元的所得税

- 北欧二元的所得税
資本所得と勤労所得を分けて別の税体系で課税
- オランダ・ボックス・タックス
同上(みなし利益率4%に30%課税)
- ドイツ税制改革
2009年より、利子・配当・キャピタル・ゲインは25%の分離課税(申告不要)、「資本所得」概念と貯蓄者概算控除の創設
- ブッシュ税制改革諮問委員会提言
第1案—配当非課税、キャピタル・ゲイン4分の1課税、利子総合課税
第2案—配当・キャピタル・ゲイン・利子15%課税
- ロシア・東欧諸国の税制改革

米国税制改革案の比較

	第1案－簡素な所得税制案	第2案－成長及び投資税制案
家計		
税率	15、25、30、33%	15、25、30%
受取り配当	非課税	15%で課税
株式譲渡益	4分の1だけ総合課税	15%で課税
受取利子	総合課税	15%で課税
<p>(注) 1案も2案も、税率構造を簡素化、代替ミニマム税を廃止、住宅ローン利子控除、慈善寄附金控除等の各種項目別控除については、整理・縮減。人的控除(基礎控除、扶養控除に類似)、概算控除、勤労所得税額控除、子女税額控除等の各種控除を家族税額控除と就労税額控除の2制度に統合。</p>		
法人		
税率	31.5%	30%
事業体への課税	大規模企業は、組織形態に関わらず法人課税	あらゆる事業体について同等に課税
投資	簡素な加速度償却	即時損金算入
支払利子	現行どおり	金融機関以外控除できず
受取利子	現行どおり	金融機関以外非課税
国際課税	外国所得非課税	仕向け地課税(国境調整)

金融所得一体課税の議論の進め方

経緯

- ・ 97年政府税制調査会・金融税制小委員会で「二元的所得税」について触れたのがスタート
- ・ 04年「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」公表
- ・ 09年から譲渡損失と配当との損益通算が可能

一体化が進まない理由

- ・ 証券優遇税制のため、譲渡益・配当と利子所得の税率が異なる
- ・ 政策税制との誤解
- ・ 世間の「金持ち優遇」批判

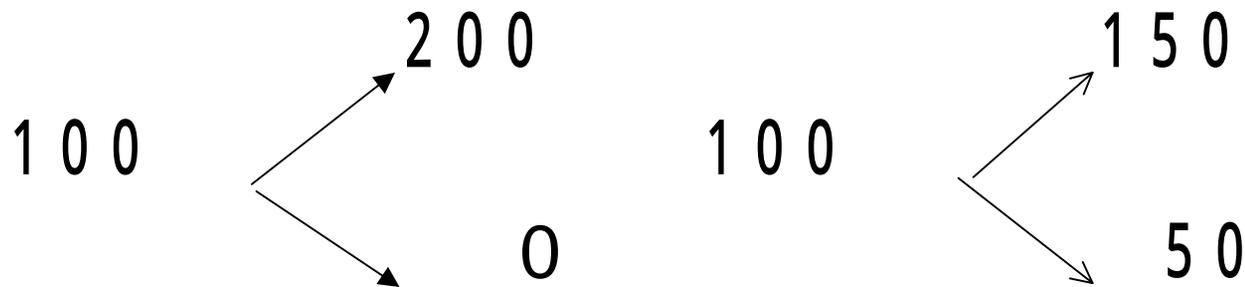
そこで・・

- ・ 相場対策の政策税制ではなく、世界の潮流に沿った本格税制として位置付ける
- ・ 23年末の証券優遇税率廃止(予定)とあわせて一体化を勝ち取る
- ・ 激変緩和・成長戦略として1500兆円の活用を図る「日本版IRA」(後述)の導入

投資家がリスクを取れるようにするには 税率より損益通算が重要

・シャウプ勧告前文(昭和24年)

「重要な部分は、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである。」



平均値は同じ、分散が異なる

Domar and Musgrave "Proportional Income Taxation and Risk-Taking" (1944)

主な課題

- (1) 国民が資産形成のために利用する金融商品を個別に法律で規定し一体化を進める。優遇税率廃止(23年末)に合わせて、利子所得等の一体化の工程表を作成する。
- (2) 世界に誇る課税インフラである「特定口座」の活用—異なる金融機関同士でも損益通算できるためのシステムの構築(金融所得確認システム)
- (3) 「金融所得」概念の創設と「金融所得」に対する経費概念の確立
- (4) 金融資産1500兆円の活用のため、一体課税を前提とした、老後の資金を自助努力で形成するための新たな税制(拠出時課税・引き出し時非課税)の構築(日本版IRA)

金融所得課税一覧(金融税制研究会)その1

商品名	利益の内訳・種類	所得区分	課税方法
預貯金	利子	利子所得	源泉分離20%
外貨預金	利子	利子所得	源泉分離20%
	為替差益	雑所得	為替予約なし 総合課税 為替予約あり 源泉分離20%
割引債	償還益	雑所得	発行時に源泉分離18% (一部16%)
	譲渡益	譲渡所得	非課税
利付債(利付外債を含む)	利子	利子所得	源泉分離20%
	償還益	雑所得	総合課税
	譲渡益	譲渡所得	非課税(損失控除不可)
割引債に類似する一定の 公社債、国外発行の割引 債等	譲渡益	譲渡所得	総合課税
公社債投資信託	解約・償還益	利子所得	源泉分離20%
	期中分配金	利子所得	源泉分離20%
	譲渡益(買取請求)	譲渡所得	非課税(損失控除不可)
貸付信託(ビッグ) 金銭信託(ヒット)	収益金	利子所得	源泉分離20%
上場株式等(株式投資信 託を含む)	譲渡益	譲渡所得	20%の申告分離課税(源泉徴収) 源泉徴収付特定口座の選択可能
	配当(大口を除く)	配当所得	20%の源泉徴収 総合課税、申告分離、申告不要の 選択

金融所得課税一覧(金融税制研究会)その2

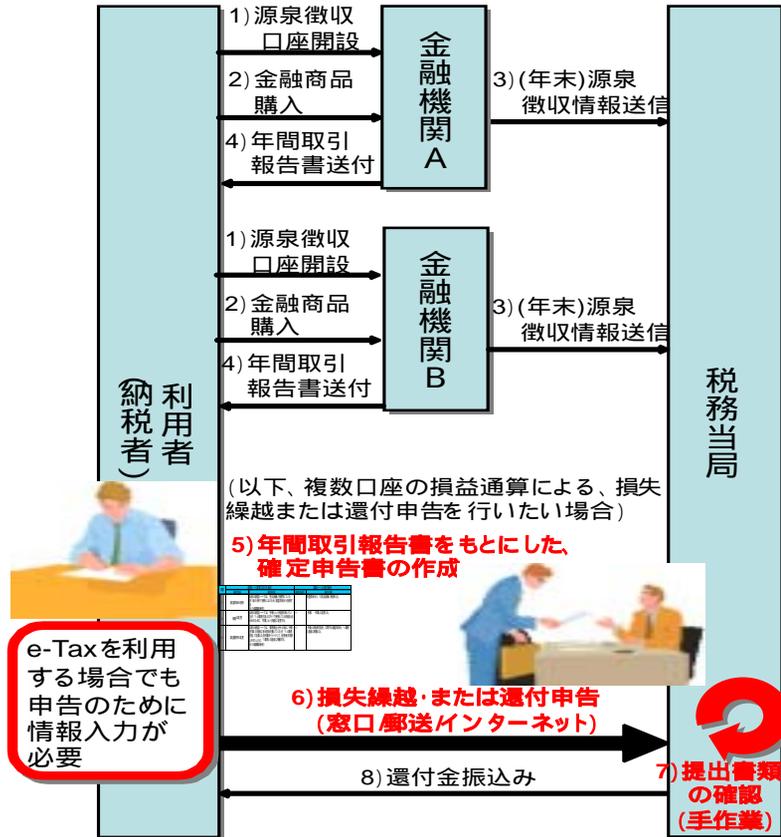
商品名	利益の内訳・種類	所得区分	課税方法
その他の株式(未公開) (特定小口債券を含む)	譲渡益	譲渡所得	20%の申告分離課税(源泉徴収)
	配当(1回10万以下)	配当所得	20%の源泉徴収 総合課税、申告不要の選択
	配当(1回10万超)	配当所得	総合課税(源泉徴収)
新株予約権付社債	譲渡益	譲渡所得	株式等と同じ
不動産投資信託(REIT)	譲渡益	譲渡所得	株式等と同じ
	分配金	配当所得	株式等と同じ(但し、配当控除はなし)
抵当証券	譲渡益	雑所得	総合課税
	利息	雑所得	源泉分離20%
集団投資スキーム(いわゆるファンド)	SPVが法人、投資信託(公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く)、特定目的信託の場合	配当所得	株式等と同じ(但し、配当控除はなし)
	SPVが公社債投資信託、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託の場合	利子所得	源泉分離20%
	SPVが任意組合の場合	SPVの収益内容による	SPVの収益内容による
外国為替証拠金取引(FX)	取引所を通じて得た利益	雑所得	20%の申告分離課税
	店頭取引による利益	雑所得	総合課税
証券先物取引・商品先物取引・オプション取引などの金融派生商品	差金決済の利益	雑所得	20%の申告分離課税
カバードワラント	譲渡による損益	譲渡所得	総合課税
5年満期の一時払い養老保険などの一部の保険商品	受取保険金と保険料の差益	雑所得	源泉分離20%

金融所得確認システム

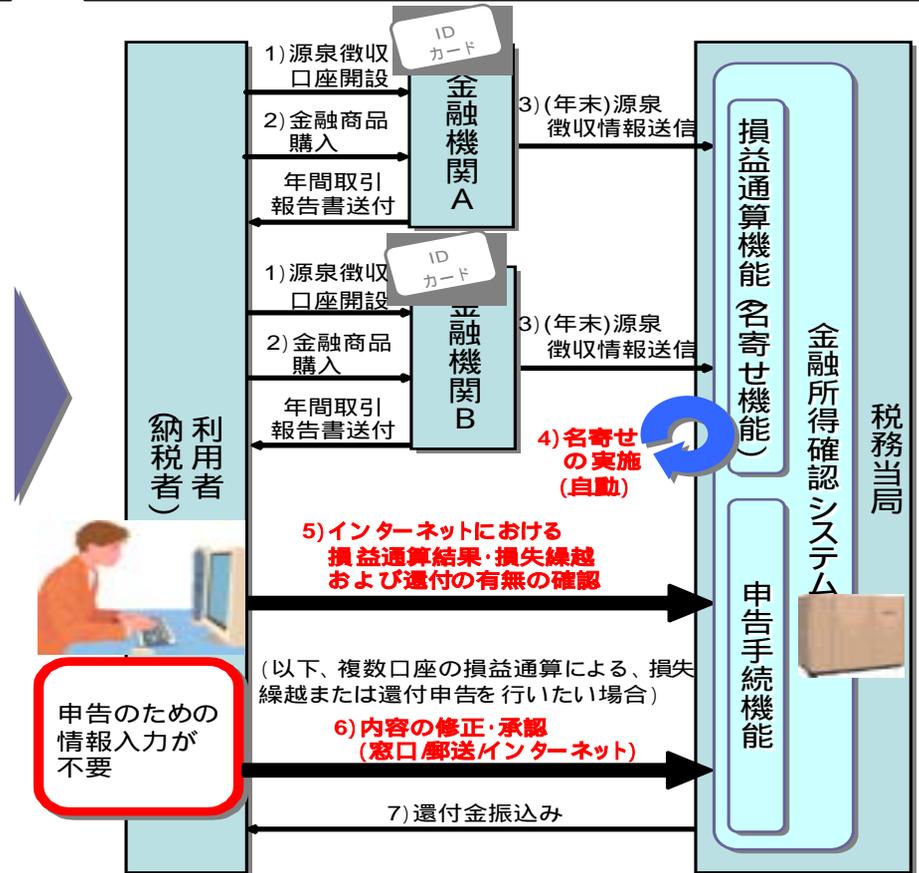
システムの 主な機能

- 複数金融機関の源泉徴収口座間で、 配当、譲渡損益、利子等の損益通算を行い、 申告に係る 手続を簡素化し、事実上申告不要で完了させる
- コスト面から考えると、システムの目的が似通っている既存のe-Taxの機能(メニュー)追加が現実的 であると考えられる。

金融所得確認システムを導入しない場合



金融所得確認システムを導入した場合



日本版IRA(個人型年金非課税制度)

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●国民が国や企業に依存せず、自助努力で資産形成することを税制面から支援。 ●個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 ●企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化(正規・非正規)にも対応。 ●国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。
運用方法・対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関に専用の口座を開設。 ●金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ●5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 ●上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施(医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く。)
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> ●拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)。 ●個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目途。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理。 ●現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成。 ●年金原資を現在価値で新制度に移管できる仕組み等資産移行を円滑に進める方法の検討。 ●拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。